

第1編 総則

第1節 計画の目的

第1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき北秋田市防災会議が作成する計画であって、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関及び住民が行うべき事務、業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、北秋田市の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

第2. 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定める。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、地震、その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量放出、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第3. 計画の基本方針

この計画は、防災に関し、市及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的・計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであるが、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とするものとする。

1. 防災事業の推進、災害時の防災活動体制の強化

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種防災事業に関して、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。また、同時多発災害の状況を的確に把握し、迅速な応急対策を実施するため初動体制の確立が不可欠であることから、職員の動員基準、災害対策本部等の設置基準等を明確にし、防災活動体制の整備、強化に努める。

2. 広域応援体制の整備

広域かつ甚大な災害により、被災地の対応能力を超える事態が予想されることから、市町村間、消防機関相互間及び公共機関相互間の応急対策及び復旧対策の円滑な相互支援が行えるよう広域応援体制の整備に努める。

3. 自主防災組織の育成指導の強化

地震災害は広い範囲にわたり、同時に多くの被害をもたらすことが予想されることから、行政その他の防災関係機関の活動が間に合わない場合に自主防災活動を行うことが必要であるため、

地域における初期消火、救出救助等を迅速に行う自主防災組織の育成指導の強化に努める。

4. 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」へ向けた取組みの強化

市行政等による「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であるため、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

5. 消防体制の整備

広範囲にわたる同時多発火災の発生と消火栓等の損壊等が予想されることから、迅速な消火活動の実施を確保するため、耐震性貯水槽の設置等消防設備の整備に努めるなど、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備を図る。

6. 公共施設耐火・耐震化の推進

各種災害による広域的な被害が予想されることから、災害対策拠点となる公共建築物等の耐火・耐震診断と補強・改良の推進、緊急輸送拠点となる道路の耐震点検及び対策工事の推進等耐火・耐震化の推進に努める。

7. 生活関連物資等の調達供給体制の整備

多数の被災者が予想されることから、生活関連物資等の大量需要に対応し、被災者の生活の確保を図るため、個人の備え、公的備蓄、協定等による流通備蓄等、生活関連物資等の調達供給体制の整備に努める。

8. 緊急輸送体制の整備

道路等輸送施設の損壊等により交通や輸送に大きな混乱が予想されることから、救出救助、負傷者の搬送、災害対策要員及び生活必需品の搬送等応急対策の迅速な実施を確保するため、防災拠点及び防災拠点間の緊急輸送ルートの指定を行うなど緊急輸送体制の整備に努める。

9. 地震災害情報の収集・伝達体制の整備

災害による情報網の損壊等が予想されることから、災害時の応急対策の基礎となる災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、職員の動員体制の整備、情報伝達ルートの多重化、インターネット等手段の整備等に努める。

10. 避難体制の整備

多数の避難者が予想されることから、避難場所、避難路及び避難生活の安全確保を図るため、要配慮者への配慮やボランティア活動の環境整備、避難体制の確立に努める。

11. 要配慮者対策の推進

一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者（避難行動要支援者を含む）の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の状況等を掲載した避難行動要支援者名簿を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

12. 要配慮者や男女双方の視点への配慮

避難所等においては、要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等を避難所開設当初から設置するように努める。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

13. 災害医療救護体制の整備

多数の死傷者が予想されることから、迅速な災害救急医療を行うため、災害医療情報ネット

ワークシステムを確立し、救護班の派遣、トリアージ（重傷者から軽傷者までの選別）の実施、重傷患者の病院への緊急輸送等災害医療救護体制の整備に努める。

14. 関係法令の遵守等

市並びに地域住民は、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるものとする。

第 2 節 計画の性格及び構成

第 1. 性格及び修正

1. 性格

この計画は、近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧、復興」を基本方針として地震災害及び風水害等一般災害に関し、本市の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

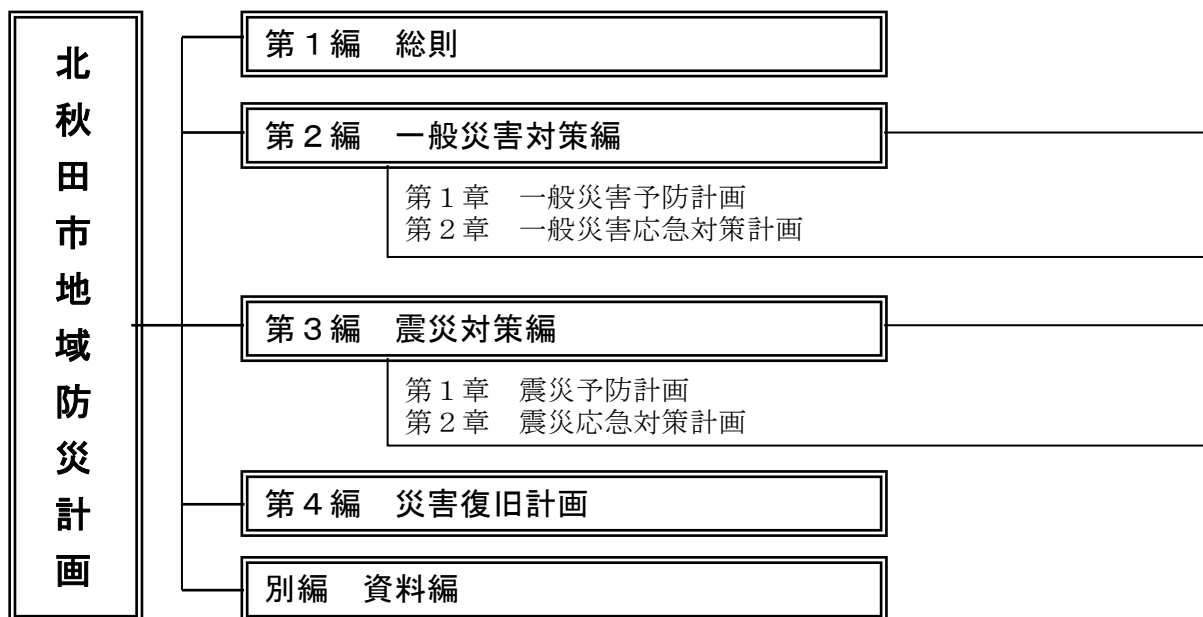
この計画と県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、住民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は市の地域防災に関して第一次的な責務を有する。

2. 修正

北秋田市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完・修正する。

第 2. 計画の構成

本計画は、以下の 4 編及び別編の資料編で構成する。



第3節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1. 防災関係機関の責務

1. 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

市長は、この責務を遂行するため、市消防本部等の組織の整備並びに市の区域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織等の充実を図り、市の有するすべての機能を十分発揮するよう努めなければならない。

2. 県

県は、県内の市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びにその他の防災関係機関の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、総合調整を行う責務を有する。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市、県、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。

指定地方行政機関の長は、市及び県の防災活動が円滑に実施されるよう必要な協力、指導、助言、その他適切な措置をとる責務を有する。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、国、市及び県の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう

に、その業務について、市又は県に対し協力する責務を有する。

5. 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民・事業所等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果さなければならない。

また、住民は地域の防災に寄与するように努めなければならない。

第2. 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1. 北秋田市

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
北秋田市	<ol style="list-style-type: none">1 北秋田市防災会議及び北秋田市災害対策本部に関する事務に関すること2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成、育成・指導及び強化に関すること5 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること6 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務股は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること7 消防力の整備に関すること8 防災のための調査に関すること9 防災教育訓練に関すること10 防災の予防、警戒及び防ぎよに関すること11 災害時の避難、救助及び救急に関すること12 災害対策本部の消防業務の分担に関すること13 その他災害対策に関すること14 その他、地域防災の推進に関すること

2. 県の機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none">1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用実施に関すること6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること7 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること8 市町村防災業務の助言・調整に関すること

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
北秋田地域振興局	総務企画部	1 地域災害対策部の庶務に関すること 2 気象予報の受理伝達に関すること 3 災害情報及び被害状況の収集報告に関すること 4 市町村との連絡調整に関すること 5 要望及び陳情に関すること 6 災害広報に関すること 7 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること 8 救援物資、災害見舞金等の受付・保管に関すること 9 管内地方機関との連絡調整に関すること 10 その他の班に属しない事項に関すること
	鷹巣阿仁福祉環境部 (北秋田保健所)	1 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること 2 災害時要配慮者のり災援護に関すること 3 社会福祉施設の災害復旧に関すること 4 医療・救護に関すること 5 防疫・清掃に関すること 6 保健衛生関係の被害調査に関すること
	農林部	1 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害防止並びに災害応急復旧に関すること
	建設部	1 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害防止及び災害応急復旧に関すること
	その他の機関	1 応援・協力に関すること
秋田県警察本部 北秋田警察署	1 災害及び交通情報の伝達に関すること 2 被災者の救助・保護及び避難の指示に関すること 3 遺体（行方不明者）の捜索及び検死に関すること 4 災害時における交通規制及び治安維持に関すること	
秋田県教育委員会	1 学校施設等の災害対策に関すること 2 応急教育、児童生徒の安全対策に関すること	

3. 指定地方行政機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 災害状況の調査に関すること 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること 3 災害時における金融機関に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
秋田労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること 2 被災者に対する職業あっせんに関すること
東北農政局 (秋田地域センター北秋田支所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること 2 農業災害に係る資金融資に関すること 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること
東北森林管理局 (米代東部森林管理署) (米代東部森林管理署上小阿仁支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること 2 国有林野の林野火災の防止に関すること 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること 2 災害時の物価安定対策に関すること 3 被災商工業者に対する融資に関すること
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関すること 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること
東北地方整備局 (能代河川国道事務所) (緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)・リエゾン)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること 3 水防警報・洪水予報の発表と伝達に関すること
東北運輸局 (秋田運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
東京航空局 (大館能代空港出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空保安対策に関すること 2 災害時における緊急航空輸送、並びに遭難航空機の捜索、救助に関すること
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象・地象・水象の観測及び防災気象情報(気象、洪水の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風や大雨、竜巻等の突風、あるいは地震に関する情報をいう。)の発表と伝達に関すること 2 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理に関すること 3 情報処理・通信システムの整備・充実に係ること 4 防災気象情報の発表及び伝達体制の構築に関すること 5 災害発生時における気象観測資料等の提供に関すること 6 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること 7 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力に関すること

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
	と 8 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること 9 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること 2 災害時における所管財産に関する連絡調整に関すること
東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所)	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること

4. 自衛隊

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 21 普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること

5. 指定公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (本部北海道東北ブロック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること
日本銀行 (秋田支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 (秋田県支部)	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること 2 災害救助等に必要の協力、奉仕者の動員に関すること 3 義援金品の受付、配分に関すること
日本放送協会 (秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社)	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送に関すること

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田総合鉄道部)	
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (東北支社) KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンクテレコム株式会社 (東北事業所) ソフトバンクモバイル株式会社 (東北事業所)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2 災害時における非常通話の運用に関すること 3 気象警報の伝達に関すること
日本郵便株式会社 (秋田中央郵便局) (市内各郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保に関すること
日本通運株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (北東北支社店秋田営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 福山運送株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること
東北電力株式会社 (秋田支店)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること

6. 指定地方公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
土地改良区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東部瓦斯株式会社秋田支店 一般社団法人秋田県LPガス協会 湖東瓦斯株式会社 のしろエネルギーサービス株式会社	1 ガス供給施設の防災対策に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
秋北バス株式会社 秋田内陸縦貫鉄道株式会社 公益社団法人秋田県トラック協	1 被災地の人員輸送の確保に関すること 2 災害時の応急輸送対策に関すること 3 緊急支援物資の輸送に関すること

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
会	
一般社団法人秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 一般財団法人秋田県成人病医療センター 公益社団法人秋田県看護協会 一般社団法人秋田県薬剤師会 一般社団法人秋田県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
一般社団法人秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること

7. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
報道機関	1 住民に対する防災知識の普及に関すること 2 災害情報等の報道に関すること
社団法人大館北秋田医師会 社団法人大館・北秋田歯科医師会 社団法人大館北秋薬剤師会	1 災害時における医療救護活動に関すること 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
一般診療所・病院	1 災害時における収容者の保護対策に関すること 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
農業協同組合 (JA鷹巣町、JAあきた北央) 大館北秋田森林組合 漁業協同組合 (鷹巣町漁業協同組合、阿仁川漁業協同組合) その他の農林漁業関係団体	1 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること 2 農林水産物に係わる災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農林漁業者に対する融資あっせんに関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
北秋田市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 災害ボランティアに関すること
商工会	1 市が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること 2 被災商工業者に対する融資あっせんに関すること 3 災害時における物価安定対策に関すること 4 救助用物資、復旧用資器材の調達あっせんに関すること
金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること
学校法人	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2 教育施設の防火管理並びに災害復旧に関すること 3 被災時における応急教育対策に関すること
文化財管理者	1 文化財の防災及び避難対策に関すること
社団法人秋田県高圧ガス協会	1 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること 2 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること 3 高圧ガスの供給に関すること 4 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
	すること
危険物・有毒物等関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること
社団法人北秋田建設業協会	1 道路障害物の除去等に関すること 2 道路・河川等公井上本施設の応急対策の協力に関すること 3 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 4 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること
自主防災組織等	1 避難者の誘導及び要配慮者等の発見、安否確認、救出救護の協力に関すること 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること 4 自主防災活動の実施に関すること

第4節 市の特性

第1. 北秋田市の自然概況

1. 位置及び面積

本市は、東西では東経 140 度 14 分から 140 度 42 分、南北では北緯 39 度 47 分から 40 度 22 分にわたり、秋田県の北部中央に位置し、面積は 1,152.5 k m²と、秋田県全体の約 10% を占め、県下第 2 位の広さを有している。

また、県都秋田市から北東へ約 60km、東は大館市、鹿角市、南は上小阿仁村に隣接しているほか、西は能代市に近接するなど県内各都市に近く、北秋田市の中心部である JR 鷹巣駅からの距離は、大館市が約 17km、能代市・鹿角市が約 30km となっている。

市役所(北秋田市花園町 19 番 1 号)は、東経 140° 37' 33"、北緯 40° 22' 33" に位置する。

■ 位置図



2. 地勢

本市の南部は、森吉山（1,454m）をはじめとする800～1,000mの出羽山地の山々が連なり、市の大半は森林となっており、可住面積は全体の13%程度の149.31k㎡である。

市北部、出羽山地の山々に源を発する米代川中流部の鷹巣盆地（標高20m）を中心とし、この盆地と米代川支流である阿仁川や小阿仁川等の河川流域に市街地や集落が点在している。

また、県立自然公園に指定されている森吉山麓を中心にクマゲラの棲むブナの原生林や多数の瀑布が散在しており、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれた、豊かな自然環境の残る地域といえる。

■ 地形図 資料：帝国書院



3. 気象

(1) 特色

本地域の気候は、日本海側特有の気候と内陸性気候と相まって、県内においても典型的な積雪寒冷気候に属している。11月下旬から4月上旬までの約5か月間が降雪期間であり、平坦部でも1m以上の積雪があって日常生活に与える影響も大きく、森吉地域、阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されている。また、春から秋までは比較的気候の変化が少なく、温暖で農作物の生育に適した概して四季がはっきりした内陸型気候である。

■ 気象の概況

鷹巣観測所	気温 (°C)				降水量 (mm)			
	平均	最高	起日 (月/日)	最低	起日 (月/日)	総量	日最大	起日 (月/日)
平成16年	10.9	36.8	7/31	-10.2	1/26	1,941	104	9/30
平成17年	10.2	33.9	8/1	-8.8	3/4	1,973	61	7/6
平成18年	10.5	36.4	8/17	-14.6	2/4	1,540	92	8/18
平成19年	11.0	36.8	8/14	-8.7	1/21	1,640	169	9/17
平成20年	10.9	33.6	8/13	-11.0	1/19	1,482.0	81.0	7/28
平成21年	10.4	32.9	6/28	-11.6	1/29	1,944.5	105.0	7/18
平成22年	10.9	35.0	9/2	-12.9	2/7	1,889.5	72.5	7/29
平成23年	10.3	34.8	8/5	-11.4	1/27	2,010.5	164.0	8/17
平成24年	10.4	35.6	9/18	-13.6	1/29	1,468.0	99.5	7/16
平成25年	10.3	33.5	6/13	-10.9	1/24	1,925.5	136.0	9/16

阿仁合 観測所	気温 (°C)					降水量 (mm)		
	平均	最高	起日 (月/日)	最低	起日 (月/日)	総量	日最大	起日 (月/日)
平成16年	10.6	36.1	7/31	-10.5	2/9	2,311	103	9/30
平成17年	9.6	34.1	8/6	-11.3	2/16	2,009	66	8/22
平成18年	9.8	35.7	8/9	-12.6	2/4	1,501	57	11/7
平成19年	10.1	36.1	8/14	-9.9	3/19	2,211	192	9/17
平成20年	10.2	32.1	8/13	-10.3	2/25	1,669.0	64.5	8/28
平成21年	10.0	32.7	6/29	-10.4	1/12	2,229.5	101.5	7/19
平成22年	10.3	34.3	9/2	-10.9	2/18	2,395.0	105.5	9/11
平成23年	9.7	35.1	7/19	-11.5	1/12	2,494.5	101.0	9/13
平成24年	9.7	34.8	8/28	-14.1	2/2	1,963.5	97.5	7/16
平成25年	9.5	33.3	6/13	-10.5	1/24	2,661.5	132.5	9/16

出典：気象庁 気象観測電子閲覧室

(2) 気温

昭和56年から平成22年の30年間における年平均気温は鷹巣では10.2°C、阿仁合では9.7°C。最暖月は8月でその平均気温は鷹巣では23.6°C、阿仁合では23.2°Cに達する。最寒月は1月でその平均気温は鷹巣ではマイナス1.7°C、阿仁合ではマイナス2.2°Cまで下がる。夏の最高と冬の最低との年較差は鷹巣で25.3°C、阿仁合で25.4°Cとなる。

これは、夏には太平洋から高温多湿の南東季節風が吹くことと、冬には大陸から寒冷の北西季節風が吹くことの影響によるものである。

なお、昭和51年から平成25年までにおける本市の最高気温・最低気温は次のとおりである。

最高気温 38.5°C (鷹巣：昭和53年8月3日)

最低気温 -17.8°C (鷹巣：昭和59年2月18日)

(3) 風

本市の年間風速は毎秒2m前後の内陸型盆地特有の弱い風である。

市内の強風が吹くのを原因別で見ると、日本海低気圧によるものが圧倒的に多く、以下台風、季節風などとなっている。

なお、昭和51年から平成25年までにおける本市の最大風速は次のとおりである。

最大風速 19m (鷹巣：平成3年9月28日)

(4) 雨

昭和56年から平成22年の30年間における本市の年間降水量は、鷹巣では1,671.1mmだが、阿仁合では1,994.6mmと差がみられる。最大降水量は鷹巣では7月で216.2mmであるが、阿仁合では7月で219.2mmとなっている。また、最小降水量は例年冬期の2・3月ごろとなっている。

大雨は、日本海低気圧によるものが圧倒的に多く、ついで寒冷前線、雷雨等となっており、台風によるものは比較的少ない。また時期としては7～8月が最も多い。

なお、昭和51年から平成25年までにおける本市の降雨状況は次のとおりである。

年 最大降水量 2,771mm (阿仁合：昭和54年)

日 最大降水量 192mm (阿仁合：平成19年9月17日)

時間最大降水量 61mm (阿仁合：昭和53年8月7日)

(5) 雪

市内で最も早く初雪をみるのは、11月10日前後、遅いのは11月20日ごろである。

積雪の平均初日は、11月の下旬。最深積雪期は、2月中旬から下旬。平均積雪終日は、4月上旬となっている。

なお、昭和51年から平成25年までにおける本市の最深積雪状況は次のとおりである。

最深積雪 188 cm（阿仁合：平成25年2月25日）

(6) 日照

本市の平年日照時間は、鷹巣（統計期間：昭和62年～平成22年）では1,502.1時間で1日平均4.1時間、阿仁合（統計期間：昭和61年～平成22年）では1,303.6時間で1日平均3.6時間。最も多いのは鷹巣では5月の179.3時間で1日平均5.8時間、阿仁合では5月の175.1時間で1日平均5.6時間。最も少ないのが鷹巣では12月の48.7時間で1日平均1.6時間、阿仁合では1月の32.8時間で1日平均1.1時間となっている。

(7) 湿度

市内における暖候期の日最小湿度の平均値は、県平均と同じく沿岸部に比べて数%低い程度で局地性は現れていないが、注目されるのは、フェーン現象による異常乾燥がある。

平均湿度は、3月から4月にかけて低く、7月が最も高く、また、日最小湿度も40%以下の日数は4月が最も多く、8月が最も少ない。

(8) 霜

春と秋に、移動性の高気圧に覆われて晴れると、夜間に放射冷却によって気温が著しく低下する。気温が4℃以下に下がると地表面の湿度が0℃以下になって、霜が降りることがある。春に起こる霜害を晩霜害といい、秋のものを初霜害という。

終霜は、5月上旬ごろ、初霜は10月中下旬であるが、地形の等高によっても異なり、年によっては1か月以上ずれこむこともある。

(9) 梅雨

梅雨期の天候は、年によって空梅雨もあれば、曇雨天が長びき大雨の降る年もある。梅雨入りとなるのは、平均的に6月中旬ごろであり、梅雨入り後の梅雨現象は一般的にはそれほど顕著ではなく、また、しばらくして中休み状態となる。本格的となるのは7月に入ってからで、特に中旬を中心とする梅雨末期は大雨となることが多い。

(10) 台風

市内に影響を及ぼす台風は、年に1～2回程度であるが、経路、季節及び地域によって性格も程度も異なり、時にははるか遠くにあるうちに、前後を刺激して大雨となることもある。

(11) 雷と降雹

秋田県における30年間(昭和56～平成22年)の年平均雷発生日数は31.4日で、最小は20日、最大は49日となっている。雷の発生は2月から7月にかけて少なく、10月から12月にかけて多くなる。

また、雷雲の発生によって降雹や局地的な大雨となることがある。

降雹は、4月から5月にかけてと9月ごろに多く発生しているが継続時間は10分ぐらいのことが多い。大きさは0.5 cmから3 cmに達するものがある。

(12) なだれ

なだれの種類は、表層なだれと全層なだれに大別される。なだれは、傾斜の急なところに起こりやすく、県内では過去の統計によると30度から60度の間で多く発生している。

しかし、傾斜のゆるいところで発生することがあり、表層なだれでは18度、全層なだれでは

24度をなだれの起きない限界とみられている。

また、なだれは気温・日射・風・雨など、そのときの気象状態に影響されることが多い。

(13) 融雪

市内における洪水の発生は、梅雨期や台風期の大雨によるものと融雪によるものがある。

融雪は、時期的には3月から5月にかけて多い。また、気温が上昇した日、雨の降った日に起こりやすく、雪質や風速などにも影響され、気温が10℃ならば1日60mmぐらいとける。

(14) 霧

市内における霧の発生は10月をピークに夏から秋にかけて多く、発生時期は未明の3時ごろに始まり、日出後1～3時間くらいで消滅する。

4. 活断層

本市及び秋田県を含む東北日本の活断層は、火山周辺のものを除き、主として南北方向の、1つ1つはあまり長く連続しない。縦ずれ断層（おそらく大半が逆断層）で、活動度がB級（平均変位速度が1000年に10～数10cm）のものが多い。県内の活断層が比較的密集しているのは、花輪盆地東縁、能代平野、駒ヶ岳などであるが、活断層の疑いのあるリニアメントは市内にもいくつか分布している。これら活断層は今後も震源となりうるものといえる。地震断層発生記録がなくても、既知の活断層の位置に震央が推定されている地震があり、本市では二ツ井付近でM4.3（1957年3月1日）、森吉山付近でM5.4～5.6（1906年10月12日）の地震の震央が推定されている。このように考えると、活断層のうち、地震断層の発生を含み、最近震源となったことが知られていない所が、今後震源となる可能性が高いということになる。

また、地震調査研究推進本部が平成18年に、鹿角市を南北に走る花輪東断層帯を調査している。

5. 休廃止鉱山

(1) 休廃止鉱山の概要

秋田県の鉱山開発は西暦743年に白根（尾去沢）鉱山発見の伝説にはじまり、806年の太良鉱山、1500年代には日三市鉱山等次々に開発され、栄枯盛衰を繰り返してきた。

本市においても、特に阿仁地区及び鷹巣地区では、鉱山の盛衰によって政治、経済が大きく左右されてきた。延慶2年（1309年）に旧阿仁合町で金山が開発され、その後、銀、銅、石炭等が次々と発見されて町発展の端緒となっている。元禄11年（1698年）以降は、佐竹藩が直営し、享保年間（1732年）には産銅日本一を記録している。明治8年には鉱山が官営となり、直営鉱山として多額の投資が実施され鉱山産業が隆盛を極めてきたが、資源の枯渇と円高経済による採算性の問題等から、昭和30年代以降に休止もしくは閉鎖された。

■市町村別鉱山数(昭和55年3月 県公害課)

市町村名	鉱山数	市町村名	鉱山数
小坂町	17	鳥海村	5
鹿角市	51	協和町	6
大館市	28	西仙北町	2
比内町	20	角館町	6
田代町	5	西木村	14
鷹巣町	8	田沢湖町	9
阿仁町	9	太田町	2
森吉町	2	増田町	2
上小阿仁村	3	東成瀬村	4
八森町	6	稲川町	3
藤里町	8	羽後町	1
峰浜村	1	湯沢市	3
能代市	1	雄勝町	7
秋田市	3	皆瀬村	2
本荘市	1	山内村	3
象潟町	3	南外村	1
金浦町	1		
由利町	1	計	238

(注) 市町村名は昭和55年3月時点の名称

なお、平成6年3月をもって秋田県内の金属鉱山はすべて閉山している。

■ 北秋田市内の主な休廃止鉱山

鉱山名	鉱業権者	鉱区番号	鉱山所在地	鉱種名
奥見内鉱山	同和鉱業K. K	秋採登 934 号	鷹巣地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・ 硫化鉄・石膏・重晶石
中外明利又鉱山 明又鉱山	旧中外鉱業K. K	秋採登旧 591 号外 3	鷹巣地区	金・銀・銅・硫化鉄・マ ンガン
揚の沢鉱山	揚の沢鉱山K. K	秋採登 948 号	鷹巣地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・ 蒼鉛
大舟木鉱山・ 小舟木鉱山 (舟木鉱山)	—	秋採登旧 186 号	鷹巣地区	銅・鉛・亜鉛・硫化鉄
湯の岱鉱山	—	—	鷹巣地区	銅・鉛
藤原秋田鉱山	藤原半平	—	鷹巣地区	金
門ヶ沢鉱山	—	—	鷹巣地区	銅
羽立鉱山	—	—	鷹巣地区	銅
北秋(大宝)鉱山	旧大宝鉱業K. K	秋採登旧 885 号	阿仁地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・ 硫化鉄
阿仁鉱山	旧阿仁鉱山K. K	秋採登旧 85 号外 2	阿仁地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・ 硫化鉄
阿仁向山鉱山	旧高木誠一	秋採登旧 886 号	阿仁地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・ タングステン・マンガン
佐山鉱山	旧卯根倉鉱業 K. K	秋採登旧 474 号	阿仁地区	金・銀・銅・鉛・亜鉛・ 硫化鉄
打当鉱山	—	—	阿仁地区	銅
大阿仁炭鉱	石炭鉱業合理 化事業団	—	阿仁地区	石炭
荒瀬炭鉱	石炭鉱業合理 化事業団	—	阿仁地区	石炭
萱草炭鉱	石炭鉱業合理 化事業団	—	阿仁地区	石炭
古河山一炭鉱	石炭鉱業合理 化事業団	—	阿仁地区	石炭
奥羽無煙炭鉱	—	—	鷹巣地区 森吉地区	石炭
東北前田炭鉱	石炭鉱業合理 化事業団	—	森吉地区	石炭

(2) 秋田県における鉱害発生状況

県内の鉱山の多くは山間部に所在し、鉱山開発に伴なう坑内水、捨石(ズリ)、鉱滓等の発生は必然であり、これらは、銅、カドミウム等の重金属を含有し、雨水、浸透水とともに下流に流出し、水田、飲料水等を汚染することになった。

このように鉱山開発は、鉱害の発生をまねくことは避けられないことから、秋田県の鉱害問題も古くから発生しており、例えば、明治35年の小坂鉱山の煙害、昭和11年の尾去沢鉱山の沈

殿池欠壊等、当時の稼動鉱山で大きな鉱害が発生し、特に豪雨等により沈殿池が欠壊した事例が多い。

また、昭和 40 年代前半までは酸性水及び銅による作物被害が主で、大半の稼動鉱山が多かれ少なかれ下流域の作物被害補償を行っている。

昭和 43 年、富山県で発生したいわゆる「イタイイタイ病」が大きな社会問題になったことと呼応し、昭和 45 年、日三市鉱山の鉱山問題から端を発し、操業鉱山は元より特に坑内水等の管理が不備な休廃止鉱山の鉱害発生が問題になった。また、当時稼動中であった立又鉱山下流の井戸水のカドミウム汚染が見つかり、さらに、昭和 45 年からは各地からカドミウム汚染米が検出されるなど、今までになかった型の鉱害が発生してきた。

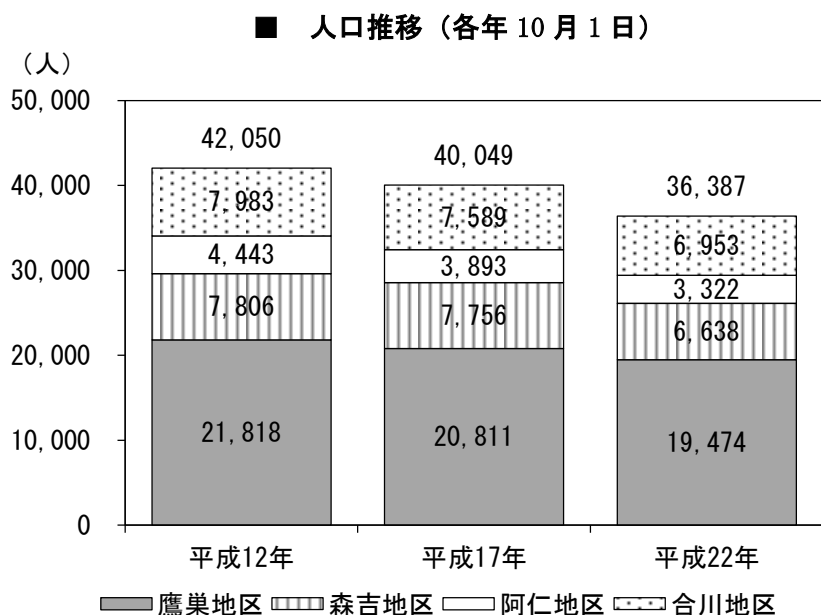
第 2. 北秋田市の社会的、経済的概況

1. 人口世帯等

(1) 人口と世帯

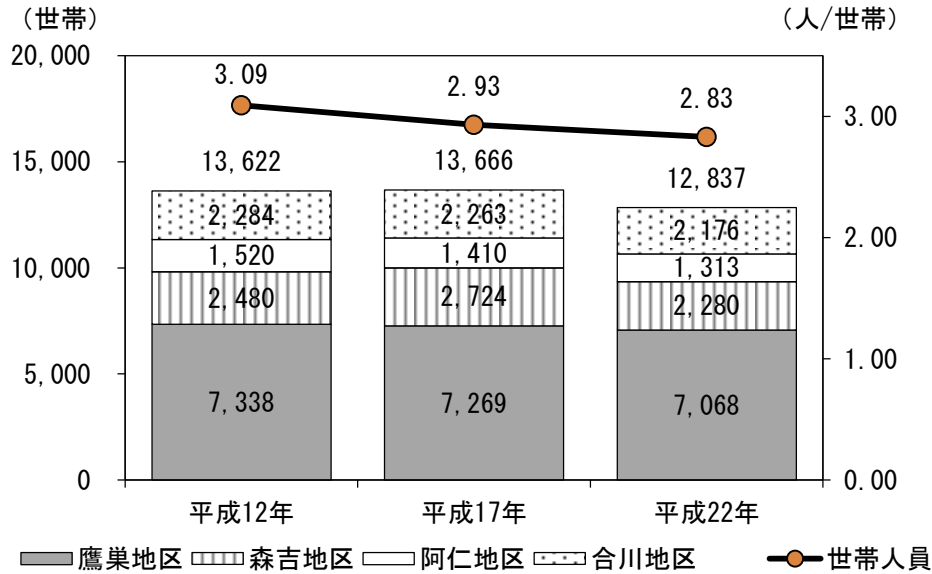
平成 22 年における本市の人口は 36,387 人で、鷹巣地区が全体の過半数を占めている。人口推移をみると、減少傾向にあり、平成 12 年からの 10 年間では、13.5%の人口減となっている。これは、県平均の 8.7%を大きく上回っており、本市の人口減少が急速に進んでいることを示している。

一方、世帯数をみると、平成 22 年は 12,837 世帯で 10 年間で 5.8%の減少にとどまり、人口減に対して世帯数の減少は少ないため、世帯人員は減少し、平成 22 年は 2.83 人と核家族化の傾向を強めている。



出典：国勢調査

■ 世帯数及び世帯人員の推移（各年 10 月 1 日）

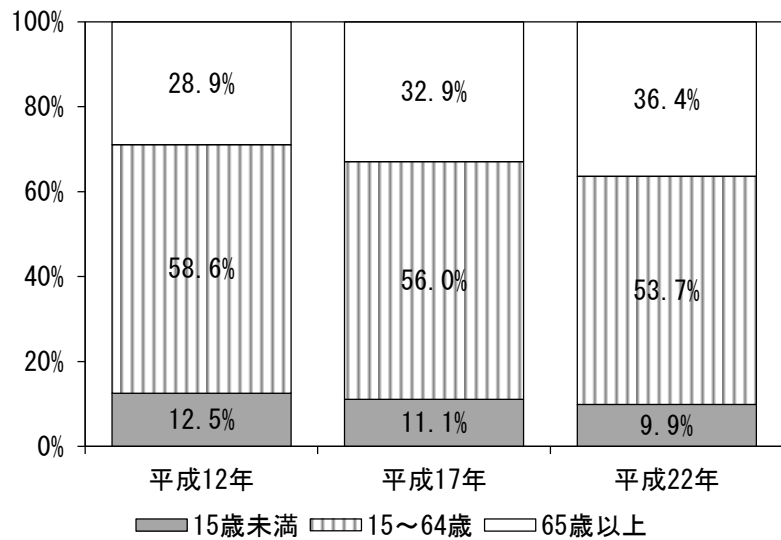


出典：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別人口構成比をみると、平成22年は15歳未満の年少人口が9.9%、15～64歳の生産年齢人口が53.7%、65歳以上の高齢人口が36.4%となり、高齢人口の比率（高齢化率）は平成17年よりも3.5%上昇し、3人に1人以上が高齢者となっている。本市の少子高齢化の傾向は、県平均（年少人口11.4%、生産年齢人口59.0%、老年人口29.6%）以上に進んでおり、特に南部の山間部のこの傾向が強い。

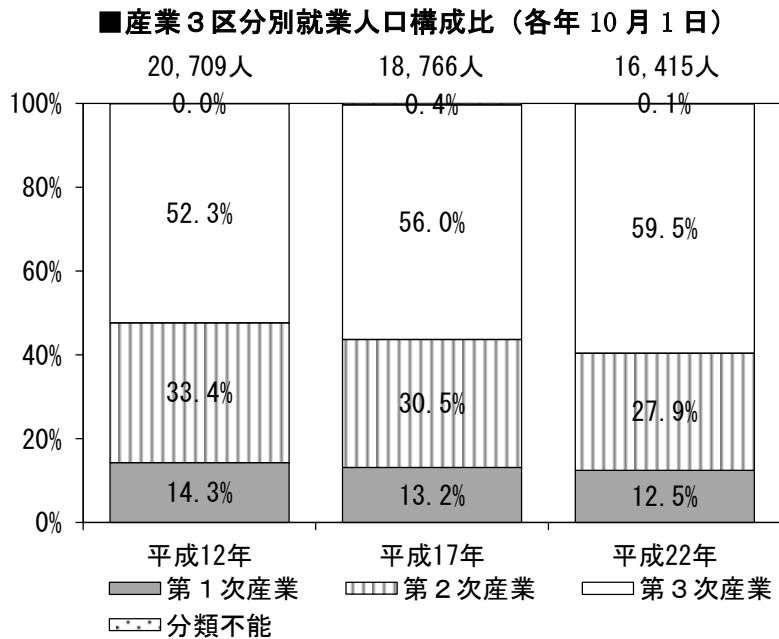
■ 年齢3区分別人口構成比（各年 10 月 1 日）



出典：国勢調査

(3) 就業人口

産業3区分別就業人口構成比をみると、平成22年の就業者数は、平成17年よりも12.5%減少して16,415人となっており、第1次産業従事者が12.5%（2,046人）、第2次産業従事者が27.9%（4,582人）、第3次産業従事者が59.5%（9,772人）となっている。第1次産業及び第2次産業の比率が平成17年よりも減少しているのに対して、第3次産業の比率は3.5%上昇している。



2. 土地利用の状況

本市の土地利用の状況は、次のとおりとなっており、森林、農地が市域の大部分を占めているが、都市化の進行により宅地、道路も増加してきている。

■土地利用の推移

	平成7年 (km ²)	平成16年 (km ²)	平成24年 (km ²)
農用地	7,091	6,819	6,480
農地	6,810	7,082	●●
採草放牧地	9	9	●●
森林	96,533	96,450	98,198
原野	2,587	3,882	0
水面・河川・水路	2,541	2,485	2,498
道路	1,692	1,749	1,845
宅地	1,144	1,277	1,395
住宅地	777	796	●●
工業用地	98	130	●●
その他の宅地	402	218	●●
その他	3,669	2,595	4,841
合計	115,257	115,257	115,257
市街地	160	161	●●

出典：北秋田市資料（平成7年・16年）、秋田県の土地利用（平成24年）

3. 交通

(1) 道路

国道は、市北部を東西に通過する大館市と能代市を結ぶ国道7号、由利本荘市から本市の南北を縦貫する国道105号、そして、国道105号から分岐し、大館市及び上小阿仁村とを結ぶ国道285号が通過している。また、能代市内の国道7号を起点として市内米内沢の国道285号に至る県道3号線二ツ井森吉線、市内綴子で国道7号から分岐し上小阿仁村の国道285号に至る県道24

号線鷹巣川井道川線の主要地方道 2 路線、その他一般県道 12 路線が市内と接市町村を結んでいる。

なお、本圏域周辺では西に秋田自動車道、東に東北自動車道が供用されているが、最寄りインターチェンジまでは 30 km 程度の距離がある。

(2) 鉄道

市北部を東西に JR 東日本奥羽本線が横断しているほか、鷹巣駅（JR 鷹ノ巣駅隣接）を起点として秋田内陸縦貫鉄道秋田内陸線が市域を縦貫している。

市内の駅は、JR 東日本奥羽本線は前山駅、鷹ノ巣駅、糠沢駅の 3 駅、秋田内陸縦貫鉄道秋田内陸線は、鷹巣駅、西鷹巣駅、小ヶ田駅、大野台駅、合川駅、上杉駅、米内沢駅、桂瀬駅、阿仁前田駅、前田南駅、小湊駅、阿仁合駅、荒瀬駅、萱草駅、笑内駅、岩野目駅、比立内駅、奥阿仁駅、阿仁マタギ駅の 19 駅がある。中心となる駅は、JR 鷹ノ巣駅で、平成 25 年度の 1 日平均乗車人員は 678 人となっている。

(3) バス

バス路線は JR 鷹ノ巣駅を起点として旧合川町方面を結ぶ路線や、旧森吉町、旧阿仁町方面を結ぶ 7 路線が設定されている。また、能代市と東京（池袋）方面を結ぶ高速バスが、いとく鷹巣ショッピングセンター前に停車する。

(4) 空港

市北部には平成 10 年に開港した大館能代空港（あきた北空港）があり、東京羽田便 2 往復が運行されている。平成 25 年度の年間利用客数は 113,357 人となっている。

■道路・鉄道の状況



第5節 既往の災害

第1. 既往の一般災害

1. 鷹巣地区

昭和21年以降に鷹巣地区で発生した主な一般災害は以下のとおりである。

年月日	種別	被害状況
昭和21年3月13日	低温	鷹巣地区で3番目の最低気温。零下19.8度
昭和22年7月18日	高温	最高気温36.1度
昭和22年7月22日・23日	水害	米代川右岸堤防決壊。舟見町全域浸水、林道鷹巣橋流失、被害甚大
昭和22年12月26日	火災	浄運寺焼失
昭和24年3月2日	火災	観音堂岱分校、職員住宅全焼
昭和24年3月	火災	栄字太田で昼火事。住家5棟全焼
昭和25年6月1日	火災	鷹巣町大火。住家550棟、非住家145棟焼失。重傷1人、軽傷241人、損害額約12億円、災害救助法適用
昭和26年7月21日	水害	県北地方40年来の大水害。栄中、小学校が濁流のなかとなり、綴子田中、掛泥方も大被害
昭和26年	冷害	作況指数93
昭和28年	冷害	作況指数84、凶作深刻化する。
昭和28年	火災	鷹巣駅前食堂3棟焼失。3人焼死
昭和29年2月27日	水害	40mmの降雨と雪解水で増水。国鉄鷹巣―前山間の鉄橋流失
昭和29年11月27日	火災	有楽町4丁目で4棟焼失。焼死1人
昭和29年12月21日	火災	栄、田沢部落で大火。11棟焼失
昭和29年	火災	七日市郷土誌によれば、この年黒森部落が大火。葛黒部落でも26戸焼失
昭和29年	冷害	作況指数92
昭和31年7月22日・23日	水害	小猿川大洪水。流失埋没田97町歩、農業用施設大被害
昭和31年	火災	中小又町有林71町歩焼失
昭和32年2月4日	火災	前山部落で13棟焼失
昭和32年4月1日	火災	掛泥製材所から出火。住家2棟、非住家12棟焼失
昭和33年5月6日	火災	栄、太田で16棟焼失
昭和34年	火災	鷹巣字西屋敷で子ども2人焼死
昭和35年3月26日	火災	鷹巣字東塚ノ岱で住家8棟、非住家5棟焼失
昭和35年7月21日	火災	坊山部落で住家15棟焼失
昭和35年8月24日	火災	坊沢、新屋敷町で住家14棟、非住家11棟焼失
昭和36年	火災	鷹巣農協市場全焼。焼死1人
昭和36年4月3日	火災	鷹巣駅前5棟焼失
昭和36年7月29日	高温	最高気温35.8度
昭和38年5月	水害	降雨、雪解水のため米代川水系で1億1,000万円の被害。小猿部川、川口橋付近で警戒水位を65cm超え、県道不通

年月日	種別	被害状況
昭和 38 年 6 月 2 日	火災	北小路飲食店より出火。3 世帯焼失
昭和 38 年 6 月 17 日	火災	南鷹巣で住家 1 棟焼失
昭和 38 年 7 月 9 日	火災	坊沢で 2 棟焼失
昭和 38 年 7 月 25 日	水害	豪雨で被害額 3,000 万円
昭和 38 年 8 月 12 日	水害	小猿部川地域洪水被害。降雨量 165 cm
昭和 38 年 8 月 23 日	水害	綴子、坊沢地区洪水被害。12 日の小猿部川地域とあわせ、被害額 1 億 2,600 万円
昭和 39 年 4 月 30 日	火災	栄小学校の風呂場、給食調理室、管理棟など 495 m ² 焼失
昭和 39 年 8 月 12 日	水害	七日市奥地に集中豪雨
昭和 39 年 9 月 4 日	水害	県北地方に集中豪雨。登校途中の女子小学生、仮橋から転落水死
昭和 40 年 1 月 26 日	風雪害	強風雪で倒木が電線切断。合川地区を含む 4 千戸で停電
昭和 40 年 4 月 2 日	風害	瞬間最大風速 30m を記録。被害続出
昭和 40 年 10 月 8 日	火災	綴子、上町で 10 棟焼失
昭和 41 年 3 月 20 日	火災	中屋敷で火災。焼死 2 人
昭和 42 年 6 月 5 日	雹害	直径 30～50 mm の降雹で沢口小学校の窓ガラス 800 枚破損。水田苗等の農作物に被害
昭和 43 年 4 月 24 日	火災	坊沢上町で 10 棟焼失
昭和 43 年 7 月 21 日 ・ 22 日	水害	集中豪雨で降雨量 104 mm
昭和 43 年	火災	鷹巣ホテル焼失
昭和 43 年	火災	坊沢新屋敷町で住家 5 棟、非住家 6 棟焼失
昭和 44 年	火災	北鷹巣で住家 7 棟、非住家 2 棟焼失
昭和 44 年 3 月 18 日	火災	今泉羽立で火災・飛火で七座小学校 1,928 m ² を全焼。火元の老人 1 人焼死、損害額約 2,000 万円
昭和 44 年 7 月 30 日	水害	集中豪雨により、稲作、土木関係の被害大。横淵橋流失
昭和 44 年 8 月 23 日	水害	台風 9 号の影響で、この年 3 回目の大雨
昭和 44 年 9 月 1 日	火災	有楽町で 9 棟 13 世帯焼失
昭和 44 年 12 月	風害	瞬間最大風速 29m
昭和 46 年 8 月 6 日	高温 干害	鷹巣気象通報所開設以来の最高気温 37.9 度を記録。猛暑続きで沢口の養鶏 500 羽が日射病でダウン
昭和 46 年	火災	東鷹巣で住家 5 棟、非住家 3 棟焼失
昭和 46 年	火災	綴子上町の楽屋被服工場 1,758 m ² 全焼。負傷者 12 人
昭和 47 年 5 月 25 日	火災	中屋敷で民有林 40ha 焼く
昭和 47 年 7 月 7 日	水害	228.5 mm の集中豪雨により、浸水 137 戸、橋梁流失 4 など農作物の被害も大。被害額 11 億 1,700 万円
昭和 48 年 2 月 16 日	火災	丸留旅館ほか 4 棟、1,180 m ² 焼失
昭和 48 年 7 月	干害	明治以来の最小降雨で 717ha に深刻な水不足。記録的な日照続きで、給水タンク車出動
昭和 48 年 11 月 6 日	重金属 汚染	町内 5 地区 21 箇所調査の結果 3 箇所でカドミウム汚染明らかになる。今泉地区は 2.61PPM の高濃度汚染
昭和 49 年 8 月	重金属 汚染	町内より、カドミウム汚染箇所続出。明利又、葛黒地区 229 人、今泉地区 365 人の住民健康調査を実施

年月日	種別	被害状況
昭和49年10月1日	重金属汚染	町内立毛玄米303検体より汚染米2、準汚染米25箇所を検出
昭和49年	重金属汚染	今泉地区46.21haが農用地土壌汚染地区に指定
昭和49年	火災	綴子下町で住家1棟焼失、焼死1人
昭和50年8月20日	水害	集中豪雨で七日市明利又部落で家屋流失など、小猿部川流域大被害。他地区に移転20戸、損害見込額22億710万円
昭和51年2月14日	低温	零下19.4度。記録されてから4番目の低温
昭和51年3月5日	火災	鷹巣で住家3棟全焼。被害額1,400万円
昭和51年5月30日	火災	川口で住家2棟、非住家7棟全焼、傷者2人、被害額2,200万円
昭和51年7月26日	高温	猛暑続く。鷹巣気象通報所開設以来2番目の最高気温37.4度を記録
昭和51年8月30日	冷害	異常低温で青立ち54ha、稲作平年比92%、前年比86%の不作となる
昭和52年1月31日	低温	1日中の真冬月21日も、32年ぶりの異常寒波続く
昭和52年7月10日	火災	北萬醤油工場全焼、鷹巣保育園一部類焼。被害額7,400万円
昭和53年3月1日	風害	国鉄阿仁合線、米代川鉄橋付近で瞬間最大風速38mの暴風雨。終日吹き荒れて、鷹巣小学校の小屋など1,200万円の被害額
昭和53年5月15日	老朽	米代川、栄橋に亀裂が生じ車両全面通行禁止。陣場岱を迂回通行
昭和53年5月26日	火災	松葉町6丁目で住家3棟、非住家1棟全焼。被害額2,600万円
昭和53年8月3日	高温干害	7月6日以来真夏日が続く猛烈炎暑のなか、観測史上最高の39.2度を記録
昭和53年8月	干害	炎暑続きで綴子簡水が涸れ、糠沢川から直接揚水や、給水タンクで補給、干ばつ被害153ha、臨時ポンプ取付103台
昭和54年7月27日・28日	水害	27日夕から28日早朝にかけて集中豪雨。日雨量119mm 住家：床上浸水1棟・床下浸水34棟・一部破損1棟 非住家：床下浸水30棟・一部破損1棟 水田：流失15ha・冠水210ha 畑：浸水3ha 林道：3箇所・延長60m 山腹崩壊：4箇所 農業用施設：水田170箇所・畑5箇所・水路110箇所・ため池3箇所・揚水機5箇所・橋梁10箇所 町道：13箇所・延長227m 橋梁：1箇所・延長57m 河川：61箇所・延長1,718m 被害額：5億6,500万円
昭和54年8月7日	水害	住家：床上浸水10棟 農業用施設：水田27箇所・畑1箇所・水路46箇所・頭首工1箇所・農道12箇所・橋梁2箇所 町道：4箇所・延長70m 河川：19箇所・延長478m 被害額：1億2,200万円
昭和54年8月20日	火災	綴子下町で住家1棟、非住家3棟全焼。傷者2人、被害額1億3,800万円

年月日	種別	被害状況
昭和 55 年 4 月 6 日	水害	5 日夜半から集中豪雨（日雨量 100 mm）と融雪で被害大 住家：床上浸水 19 棟・床下浸水 50 棟 非住家：床上浸水 3 棟・床下浸水 12 棟 林道：3 箇所・延長 81m 農業用施設：水田 40 箇所・水路 45 箇所・頭首工 4 箇所・ため池 1 箇所・揚水機 6 箇所・農道 173 箇所・橋梁 3 箇所 町道：15 箇所・延長 1,696m 橋梁：1 箇所・延長 4 m 河川：66 箇所・延長 3,755m 被害額：3 億 4,100 万円
昭和 55 年 9 月 3 日	火災	綴子大堤で非住家 2 棟全焼。被害額 3,100 万円
昭和 56 年 6 月 22 日 ・23 日	水害	降雨量 104 mm の集中豪雨 林道：2 箇所・延長 20m 農業用施設：水田 5 箇所・水路 13 箇所・頭首工 3 箇所・ため池 2 箇所・農道 4 箇所 町道：2 箇所・延長 49m 河川：14 箇所・延長 225m 被害額：6,900 万円
昭和 56 年 7 月 6 日	水害	降雨量 119 mm の集中豪雨 農業用施設：水路 5 箇所・頭首工 1 箇所・農道 2 箇所・橋梁 1 箇 所 町道：3 箇所・延長 23m 河川：14 箇所・延長 377m 被害額：6,000 万円
昭和 56 年 8 月 22 日 ・23 日	風水害	台風 15 号による暴風雨、瞬間最大風速 42m、前後 3 日間の降雨 量 216 mm、記録的暴風となる。 住家：半壊 1 棟・床下浸水 11 棟・一部破損 49 棟 非住家：全壊 14 棟・半壊 1 棟・床下浸水 4 棟・一部破損 47 棟 一般公共建築：全壊 1 棟・一部破損 13 棟 水田：冠水 162ha 農業用施設：水田 40 箇所・水路 28 箇所・頭首工 6 箇所・ため池 2 箇所・揚水機 2 箇所・農道 9 箇所・橋梁 1 箇所 県道：8 箇所 町道：6 箇所 河川：21 箇所 被害額：5 億 6,300 万円
昭和 56 年 11 月 28 日	火災	鷹巣で住家 1 棟半焼。傷者 1 人、被害額 5,300 万円
昭和 56 年 12 月 8 日	冷害	稲作の最終作況指数 78 の不作となり、天災融資法の適用と激甚地 災害の指定となる。
昭和 57 年 3 月 14 日	火災	鷹巣で住家 2 棟全焼。被害額 3,400 万円
昭和 57 年 5 月 4 日	火災	七日市本郷で住家 3 棟全焼。被害額 2,500 万円
昭和 57 年 5 月 13 日 ・14 日	水害	集中豪雨 水田：冠水 45ha

年月日	種別	被害状況
		農業用施設：水田 3 箇所・水路 150 箇所・揚水機 3 箇所・農道 10 箇所 町道：2 箇所・延長 16m 河川：22 箇所・延長 285m 被害額：3,800 万円
昭和 57 年 11 月 24 日	火災	栄、摩当で住家 1 棟全焼。被害額 1,200 万円
昭和 57 年 11 月 30 日	火災	七日市、松沢で住家 1 棟、非住家 1 棟全焼。被害額 1 億 5,000 万円
昭和 58 年 4 月 27 日	火災	堂ヶ岱で非住家 1 棟全焼。鶏 2,700 羽焼死
昭和 58 年 8 月 14 日	火災	小森で非住家 3 棟全焼。牛 7 頭焼死、被害額 600 万円
昭和 58 年 8 月 19 日	火災	七日市、上舟木で住家 2 棟、非住家 1 棟全焼。被害額 2,000 万円
昭和 59 年 1 月 25 日	火災	綴子、前野で住家 1 棟全焼。焼死 2 人、被害額 800 万円
昭和 59 年 1 月 27 日	低温	最低気温、零下 17.6 度
昭和 59 年 3 月 3 日	雪害	連続の真冬日。7 日第 1 級の寒気団来襲、特急・急行など全休
昭和 59 年 3 月 10 日	雪害	トカ雪で積雪 1 m を超え、町の雪害対策本部を設置
昭和 59 年 4 月 16 日	火災	七座、今泉のドライブイン全焼
昭和 59 年 8 月 19 日	干害	7 月 26 日以来雨なしで米代川に渇水警報。連日真夏日の猛暑続き、22 日台風 15 号の影響で 28 日ぶりに待望の降雨
昭和 60 年 1 月	低温	米代川、正月から全面凍結
昭和 60 年 4 月 1 日	火災	七日市、葛黒で住家 1 棟、非住家 1 棟全焼
昭和 60 年 6 月 9 日	火災	栄、摩当で非住家 1 棟全焼。豚 23 頭焼死、被害額 1,100 万円
昭和 60 年 6 月 26 日	火災	栄、摩当で非住家 1 棟全焼。豚 30 頭焼死、被害額 1,900 万円
昭和 60 年 6 月 29 日	火災	黒沢で住家、車庫、鶏舎 3 棟全焼
昭和 60 年 7 月 26 日	火災	綴子、糠沢で住家 2 棟、非住家 4 棟全焼。被害額 3,500 万円
昭和 60 年 8 月 11 日	火災	鷹巣、桜木町、旧料亭「松鶴」より出火、住家 3 棟、非住家 2 棟全焼。傷者 1 人、被害額 4,300 万円
昭和 60 年 9 月 25 日	火災	七日市本郷で住家 2 棟全焼
昭和 61 年 1 月 29 日	雪害	積雪 122 cm。町雪害対策本部を設置
昭和 61 年 3 月 6 日	火災	児童公園北側の店舗併用住家 1 棟全焼
昭和 61 年 3 月 26 日	火災	早朝、鷹巣の中心部で住家 2 棟全焼
昭和 61 年 5 月 12 日	火災	今泉で昼火事。4 棟全焼
昭和 61 年 8 月 23 日	火災	綴子、松原で住家 1 棟全焼
昭和 61 年 9 月	冷害	沢口で稲不稔のため祭典中止。町内各地で秋祭りを自粛
昭和 62 年 2 月 13 日	火災	坊山で住家 1 棟全焼。焼死 1 人
昭和 62 年 12 月 21 日	火災	糠沢蟹子沢の製材事務所と住家 2 棟全焼
昭和 63 年 8 月 3 日	火災	栄、摩当で住家 1 棟全焼、非住家 1 棟半焼。被害額 1,000 万円
昭和 63 年 8 月 24 日	火災	七日市、岩脇で住家 1 棟全焼、非住家 1 棟半焼。被害額 1,200 万円
昭和 63 年 10 月 26 日	火災	脇神字赤川岱で住家 1 棟全焼。被害額 1,100 万円
平成 3 年 9 月 28 日	風害	台風 19 号による強風被害、秋田市における最大瞬間風速 51.4m (観測史上 1 位)。町災害対策本部設置 負傷者 27 人

年月日	種別	被害状況
		住家：全壊4棟・半壊55棟・一部破損901棟 被害総額77億4,500万円
平成5年7月28日 ・29日	水害	降雨量163mmの豪雨災害。住家・非住家の床下浸水及び倒壊、崖崩れ、道路決壊、冠水、農道・林道の決壊、農地の冠水、河川・水路の決壊による被害総額3億1,400万円
平成8年7月3日	水害	総雨量153mmの豪雨災害。3日午前7時から8時までの時間雨量は53mm（観測史上最大）を記録。住家床下浸水、農地浸水、崖崩れによる被害総額2億9,100万円
平成10年6月26日 ・27日	水害	梅雨前線豪雨により住家・非住家の床下浸水、農地・道路・鉄道の冠水、土砂崩れ、路肩決壊

2. 森吉地区

昭和40年以降に森吉地区で発生した主な一般災害は以下のとおりである。

年月日	種別	被害状況
昭和40年12月10日	火災	浦田集落で住家13棟、非住家5棟全焼。被害額29,120千円
昭和41年4月13日	火災	桐内集落で住家8棟、非住家3棟全焼。被害額20,500千円
昭和42年4月10日	火災	小又集落で住家3棟全焼。被害額6,350千円
昭和42年5月15日	火災	小又集落で住家4棟、非住家2棟全焼。被害額4,600千円
昭和43年4月21日	火災	米内沢大町集落で住家4棟全焼。被害額8,000千円
昭和43年6月7日	火災	米内沢横町集落で住家7棟、非住家1棟全焼。被害額29,650千円
昭和47年7月9日	水害	豪雨により全町的に被害が発生。 住家：床上浸水189棟、床下浸水152棟 道路橋梁等41か所 農林業施設116か所 被害額：790,383千円
昭和50年8月20日	水害	豪雨により全町的に被害が発生。 住家：全壊1棟、半壊2棟、床上浸水24棟、床下浸水292棟 非住家：流失1棟、床上浸水10棟、床下浸水2棟 道路橋梁等18か所 農林業施設236か所 被害額：1,388,940千円
昭和59年2月10日	雪害	災害対策本部を設置 住宅：全壊1棟、一部破損6棟 車庫：全壊1棟 倉庫：全壊2棟、半壊1棟 工場：半壊1棟
昭和60年1月30日	雪害	災害対策本部を設置（4月4日解散） 住宅：一部破損3棟 倉庫：全壊1棟、一部破損1棟 鶏舎：全壊2棟、一部破損1棟 雪下ろし中の事故：負傷3人 雪崩：県道小滝阿仁前田線
昭和61年1月27日	雪害	災害対策本部を設置（3月31日解散） 住宅：一部破損4棟 工場：半壊2棟、一部破損1棟

年月日	種別	被害状況
		倉庫：一部破損 2 棟
昭和 62 年 11 月 19 日	風害	住宅：一部破損 3 棟
平成 2 年 8 月 20 日	水害	住宅：床上浸水 3 棟、床下浸水 34 棟
平成 3 年 6 月 13 日	水害	住宅：床下浸水 9 棟 施設：床下浸水 1 棟 牛舎 草地：5 ha 冠水 畑：4.4ha 冠水 果樹：0.07ha 冠水 牛舎
平成 3 年 9 月 28 日	風害	台風 19 号により災害対策本部を設置（10 月 25 日解散） 住宅：半壊 17 棟、一部破損 509 棟 非住宅：全壊 85 棟、半壊 47 棟、一部破損 507 棟 その他：一部破損 35 棟 商工業関係：全壊 1 棟、半壊 16 棟 町有施設：全壊 1 棟、半壊 1 棟、一部破損 36 棟 農業施設：ビニールハウス全壊 310 棟。農作業小屋全壊 47 棟、半壊 92 棟 農産物：果樹 49.40ha、野菜 101.30ha、乾燥たばこ 2.85ha、水稻 489.00ha、 林業関係：杉・松・広葉樹 42.00ha、 人的被害：負傷 1 人
平成 7 年 11 月 18 日	風害	住宅：床下浸水 4 棟
平成 9 年 5 月 8 日	水害	住宅：床下浸水 4 棟 田：44ha 冠水 畑：6 ha 冠水 道路：1 か所 橋梁：1 か所 河川：5 か所 農業施設：1 か所 林道：8 か所
平成 9 年 6 月 20 日	水害	住宅：床下浸水 2 棟 田：4.6ha 冠水 畑：7.1ha 冠水 道路：2 か所
平成 11 年 1 月 11 日	雪害	災害対策本部を設置（3 月 8 日解散） 農業施設：ビニールハウス全壊 12 棟 雪下ろし中の事故：負傷 1 人 雪崩：ダム工事現場 重軽傷 3 人

3. 平成 19 年 9 月豪雨の被害

本市全域に被害のあった、平成 19 年 9 月 17 日の豪雨災害の被害状況は以下のとおりである。

年月日	種別	被害状況
平成 19 年 9 月 17 日	水害	災害対策本部（平成 19 年 9 月 17 日設置、10 月 16 日解散） 避難指示：1,199 世帯、3,088 人 避難勧告：4,603 世帯、13,076 人 死者 1 名、行方不明 1 名、負傷者 5 名 住宅：全壊 6 棟、208 棟、一部破損 1 棟、床上浸水 37 棟、床下浸水 141 棟 田：2,126ha 冠水 道路：61 箇所 橋梁：1 箇所 河川：18 箇所 水道断水：2,298 箇所 り災世帯：251 世帯 り災者数：701 人 被害総額：4,715,076 千円

第 2. 既往の地震災害

1. 秋田県に被害をおよぼした地震

文献などから明らかになっている、秋田県内に被害をおよぼした、あるいはおよぼしたと推定される地震は次のとおりである。この中で、明治以降を見てみると、1896 年陸羽地震（死者 205 名、負傷者 736 名）、1914 年強首地震（秋田仙北地震：死者 94 名、負傷者 324 名）、1983 年日本海中部地震（死者 83 名、負傷者 265 名）の被害が大きい。

番号	発生年月日	震 央		地震のマグニチュード	備 考（被害等）
		経度	緯度		
1	830 年 2 月 3 日	140.1	39.8	7.0~7.5	天長地震 秋田城内家屋倒れる、圧死 15、肢体折損 100 余名、地われ多し
2	850 年	139.7	39.0	7.0	出羽の国府の城柵傾類し、圧死者多数
3	857 年 4 月 4 日	140.6	40.3	7.0	大館地方の松峰山伝寿院の堂舎倒壊
4	1423 年 11 月 23 日	140.1	39.2	6.7	羽後国、人畜死傷し、建物倒壊
5	1644 年 10 月 18 日	140.0	39.4	6.5	久保田大地震 本荘城郭大破、死者あり、石沢村に被害、院内で地裂け、水湧く
6	1678 年 10 月 2 日	142.5	39.0	7.5	久保田地震
7	1694 年 6 月 19 日	140.1	40.2	7.0	富根、駒形、桧山等能代以南地方を中心として死者 394、倒潰・焼失家屋 2,132、能代のみにて死者 300 あり
8	1704 年 5 月 27 日	140.0	40.4	7.0	能代を中心として以北の地方に大地震、能代のみにて死者 58、焼失家屋 759、潰家 435
9	1766 年 3 月 8 日	140.5	40.7	7 1/4	弘前・青森方面大被害、秋田県の被害不明
10	1772 年 6 月 3 日	141.9	39.35	6 3/4	沢内で山崩れ

番号	発生年月日	震 央		地震のマグニチュード	備 考 (被害等)
		経度	緯度		
11	1793年2月8日	139.95	40.85	6.9~7.1	鱒ヶ沢・深浦で被害大
12	1804年7月10日	139.95	39.05	7.0	象潟地震 象潟湖隆起 由利郡内のみにて死者183、潰家2,000、 象潟のみにて潰家423、死者65
13	1810年9月25日	139.9	39.9	6.5	男鹿大地震 南秋田郡で死者59、潰家1,078、山本郡で 潰家51
14	1833年12月7日	139.25	38.9	7 1/2	佐渡・羽前地震で象潟～鼠ヶ関の海岸に被害、 全体で死124、全半潰約1,050、秋田 県の被害少ない
15	1856年8月23日	142.5	41.0	7.5	八戸・青森で被害大
16	1894年10月22日	139.9	38.9	7.0	庄内地震 庄内平野を中心に被害 秋田県では本荘以南に被害
17	1896年8月31日	140.7	39.5	7.2	陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家 4,738、仙北郡のみにて死者184、傷者603、 全潰住家3,295
18	1901年8月9日	142.5	40.5	7.2	小坂・毛馬内・花輪などに被害、小坂鉦山 の煉瓦煙突折れる
19	1906年10月12日	140.5	40.0	5.6	阿仁合村で小被害
20	1914年3月15日	140.4	39.5	7.1	強首地震 強首村を中心に、死者94名、傷者324名、 住家の全壊640戸
21	1914年3月28日	140.4	39.2	6.1	強首地震の余震 金沢西根村、藤木村で小被害
22	1939年5月1日	139.8	39.9	6.8	男鹿地震 男鹿半島を中心に、死者28名、負傷者127 名、住家の全壊565棟、半壊1,089棟、焼 失9棟
23	1955年10月19日	140.2	40.3	5.9	二ツ井地震 二ツ井町、響村を中心に負傷者4名、住家 の半壊3棟、非住家の全壊1棟、半壊310 棟などの被害
24	1957年3月1日	140.32	40.21	4.3	二ツ井付近で軽微な被害
25	1964年5月7日	138.7	40.4	6.9	男鹿市、琴浜村、八竜村、能代市などで、 住家の全壊3棟、半壊2棟、一部被損49 棟、床上浸水1棟、床下浸水26棟
26	1964年6月16日	139.2	38.4	7.5	新潟地震 秋田市、男鹿市、本荘市などの沿岸部で死 者5名、負傷者30名、住家の全壊13棟、 半壊147棟、一部破損4,196棟
27	1964年12月11日	139.0	40.43	6.3	男鹿半島沖を震源、八郎潟干拓地の堤防

番号	発生年月日	震 央		地震のマグニチュード	備 考 (被害等)
		経度	緯度		
					20cm 沈下、秋田市、能代市を中心に停電、電話不通などの被害
28	1968 年 5 月 16 日	143.6	40.7	7.9	十勝沖地震 秋田県内は、負傷者 2 名、住家の半壊 1 棟、一部破損 3 棟などの被害
29	1970 年 10 月 16 日	140.8	39.2	6.2	東成瀬村や山内村を中心に、負傷者 4 名、住家の全壊 19 棟、半壊 48 棟、一部破壊 216 棟、沈下 3 棟などの被害
30	1978 年 2 月 20 日	142.2	38.75	6.7	宮城県を中心に小被害
31	1978 年 6 月 12 日	142.2	38.2	7.4	宮城県沖地震 秋田県内では、水道施設 2 箇所、農地農業用施設 19 箇所、土木関係 3 箇所などの被害
32	1983 年 5 月 26 日	139.1	40.4	7.7	日本海中部地震 死者 83 名、負傷者 265 名、住家全壊 1,132 棟、半壊 2,632 棟、一部損壊 2,875 棟などの被害
33	1994 年 12 月 28 日	143.7	40.4	7.6	三陸はるか沖地震 鹿角市で 1 名軽傷、大館市で非住家 2 棟などの被害
34	1996 年 8 月 11 日	140.63	38.91	6.1	雄勝町で住家の一部破損 9 棟、農地及び農業用施設 3 箇所、国道の法面崩落・路肩陥没 29 箇所などの被害
35	1999 年 2 月 26 日	139.84	39.16	5.3	秋田県南部沿岸沖を震源 象潟町で住家の一部破損 126 棟などの被害
36	2003 年 5 月 26 日	141.39	38.49	7.1	宮城県沖の地震 重傷 4 名、軽傷 4 名、住家一部損壊 2 棟、ブロック塀等 2 箇所倒壊、農地被害など
37	2008 年 6 月 14 日	140.53	39.02	7.2	平成 20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸地震 行方不明者 2 名、負傷者 21 名、住家半壊 1 棟、一部損壊 9 棟、林産 36 箇所、道路 100 箇所などの被害
38	2008 年 7 月 24 日	141.38	39.44	6.8	負傷者 4 名、林産 22 箇所などの被害
39	2011 年 3 月 11 日	142.51	38.06	9.0	平成 23 年東北地方太平洋沖地震 負傷者 7 名、住家一部破損 4 棟、非住家全半壊 3 棟、ブロック塀崩壊 3 か所、農業施設 18 か所、水産被害稚魚等約 34 万匹、長時間停電などの被害
40	2011 年 4 月 1 日	140.21	40.15	5.0	秋田県内陸北部を震源 負傷者 1 名 建物一部破損 2 棟
41	2011 年 4 月 7 日	141.55	38.1	7.2	宮城県沖を震源 負傷者 4 名 建物一部破損 1 棟 農林水産被害など

出典：秋田県地域防災計画

第6節 北秋田市周辺の活断層の有無と特性

第1. 北秋田市周辺の活断層とその特色

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀(約170万年前から現在の間)において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、阪神・淡路大震災の震源として注目されたように今日では、地震予知の観点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。

全国の活断層については、活断層研究会編『新編 日本の活断層』（東大出版会、1991年）に詳しく掲載されており、存在の確かさ（確実度）、過去における活動の程度（活動度）等々を評価している。

当市周辺の活断層については、以下の表のとおりである。

■北秋田市周辺の活断層とその特色（出典：活断層研究会編「新編 日本の活断層（1991）」）

断層番号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走向	傾斜	断層形態	変位基準	年代 10 ⁴ 年	断層変位		平均変位速度 m/10 ³ 年
										上下成分隆起側 m	横ずれ成分むき m	
1	小豆沢断層	II	B	9.5	NNE		断層崖 低断層崖	山地斜面 高位段丘		E(200)		
	[北部]	I	B	1.5	NS					E(5)		
2	柏木森東	II		1.0	NNE		低断層崖 低断層崖	高位段丘 高位段丘		E(15)		
	[南部]	II		1.0	NNE					W(20)		
3	花輪東断層	I	B	3.0	NNE		低断層崖 低断層崖	扇状地(関上面) 扇状地(関上面)	1.2	E(2)		0.2
	[南部]	I	B	0.3	~NS				1.2	E(4)		
4	花輪断層	III		5.0	NS		断層崖	丘陵高度		W(50)		
5	谷内東方	II	B	2.5	NS		逆むき低断層崖	丘陵斜面		W(20)		
6	釈迦池東方	III		5.5	NNE		直線状急崖・鞍部の直線配列	丘陵斜面		E(140)		
7	大茂内断層	III		4.0	NNE		直線状急崖	山地斜面		E(>120)		
8	高野野断層	I	B		NW		逆むき低断層崖	段丘面	8	W(18)		0.2
9	小手萩断層	I	B	6	NNW		逆むき低断層崖 背斜状高まり	段丘面 段丘面	10 10~8	W(10)		0.1
	[南部]			0.7 3.5	NW NNW					W(15)		
10	北能代断層	III	B	4.2	NS		低断層崖	畑谷III面		E(15)		
11	逆河断層	I	B	7	NNE		逆むき低断層崖 断層露頭 逆むき低断層崖 逆むき低断層崖	古期砂丘 段丘堆積物 古期砂丘 古期砂丘	<7 10 <7 <7	W(15)		>0.2 >0.1 >0.1 >0.1
	a [五本松西]	I	B	2.5	NNE					W(>7)		
	b [町南東]	I	B	1.5	NNE	W				W(10)		
	c [成合南東]	I	B	1.5	NS					W(10)		
d [大曲付近]	I	B	1	NS					W(10)		>0.1	
12	中村断層	I	B		NS		逆むき低断層崖	段丘面	10	W(7)		0.1
13	長井田南西	II		2	NE		断層崖・直線状急崖	山地斜面		NW		
14	宇樽部	III		2	NS	E	断層露頭	湖成段丘堆積物	0.6	E		
15	盤断層	I	C	1.5	NS		逆むき低断層崖	段丘面	10	W(5)		0.05
16	能代断層		A ~B	(24)	NS		撓曲崖 伏在断層	段丘面 天徳寺層基底	10	E(>40)		>0.4
						E			260	E(2700)		
17	岩畑山北面	III	A	3	WNW		断層崖	火山山麓面		S(40)		
18	前森山断層						断層崖 断層崖 低断層崖 逆むき低断層崖	火山斜面 火山斜面 火山斜面 火山斜面		N(25)		
	a	I	A	0.5	ENE					N(40)		
	b	I	A	1.5	ENE					N(10)		
	c	I	A	0.5	ENE					S(5)		
d	I	B	0.7	ENE					S(5)			

断層番号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走向	傾斜	断層形態	変位基準	年代 10 ⁴ 年	断層変位		平均変位速度 m/10 ³ 年
										上下成分隆起側 m	横ずれ成分むき m	
19	東八幡平付近 a	III		1.5	NNE		高度不連続	火山斜面			W(50)	
	b	III	A	2	NNE		高度不連続	火山斜面			W(100)	
	c	II	~B	3	NE		高度不連続 低断層崖	火山斜面 火山斜面			NW(50) NW(10)	
20	焼山南面 a	III		4	EW		高度不連続	火山斜面			N(50)	
	b	II	B	2	EW		逆むき低断層崖	火山斜面			S(5)	
	c	III		3.5	EW		直線状な崖	火山斜面			N(30~40)	
21	西根断層郡 a 西根断層	I	B	5.5	NS		低断層崖	段丘面	1.5		W(10)	0.7
	b 西根従属断層	I	B	6	NS		断層崖・地溝状凹地	堀切付近の上位の 段丘面			W(30)	
	c 袖山断層 [上西根西方]	I	B	7.5	NS		逆むき低断層崖	丘陵(末端)	1.5		E(40)	0.3
	d 晴山沢断層	I	B	16	NS		低断層崖 低断層崖	段丘面 火山山麓面 段丘面	1.5		E(5) (>100) W(2)	0.1
22	駒ヶ岳西麓断層郡 a [先達川左岸]	II	B	6	NS		高度不連続 断層崖	山地高度 段丘面			E(>100) E(30)	
	b [先達川左岸]	II	B	3.5	NNW		断層崖	丘陵高度 段丘面			E(60~80) E(2)	
	c	II		4	NS		逆むき低断層崖	丘陵高度			W(60~80)	
	d [先達川左岸]	I	B	6	NNW		断層崖	丘陵高度 段丘面	2		E(80) E(5)	
	e	II		3	NNW	E	断層露頭 逆むき低断層崖	軽石質凝灰岩 丘陵高度			E W(20~50)	
	f	II		3.5	NNW		断層崖	丘陵高度				
	g [向生保内東]	II	B	4	NE		断層崖	山地高度			E	
23	北口断層	II		8.5	NNE	W	高度不連続	山地斜面			W(150)	
24	大台付近	II		4	NNE	E	高度不連続	山地高度			E(150)	
25	綱木沢断層	I	B	1	NNE		低断層崖 断層露頭	段丘面 段丘礫層			W(3) W(1.6)	
26	生保内地震断層			5.5	NNE		低断層崖	扇状地面など			E(2)	

(注) 「確実度」及び「活動度」を表す記号は下記の説明によるものとし、「走行」及び「変位方向(隆起側)」におけるE・W・S・Nは、それぞれ東・西・南・北を意味する。また「変位方向(横ずれ)」におけるR・Lは、それぞれ右ずれ・左ずれを意味する。

(注) 活断層の番号は、次ページ《北秋田市周辺の活断層》の番号を示す。

(注) 確実度と活動度について、日本では次のランクに分けている。

- ・ 確実度 I : 活断層であることが確実なもの
- II : 活断層であると推定されるもの
- III : 活断層の疑いのある形状
- ・ 活動度 A : 第四紀における平均変位速度(*) 1~10m/千年
- B : " 0.1~1m/千年
- C : " 0.1m以下/千年

*平均変位速度とは、断層の累積変位量をその変位量を得た断層変位基準の形式年代で除したものをいう。

本市周辺の断層のうち、本市に最も影響を及ぼすと思われるものが、鹿角市を南北に延びる「花輪東活断層帯」である。地震調査研究推進本部が平成18年に調査したところでは、花輪東断層帯は、

長さ約 19km で、東側が西側に対し相対的に隆起している逆断層で、平均的な上下方向のずれの速度は 0.3～0.5/千年と推定され、最新活動時期は約 1 万 5 千年前以降と考えられている。断層の位置は以下のとおりである。

■花輪東活断層帯位置図（資料：地震調査研究推進本部）



図2 花輪東断層帯の位置と主な調査地点
1：内山地点 2：上野・玉内地点 3：大塚地点
A：互射法弾性波探査断層線（交野・産経研，2007）
※：新巻市の北端と南端
断層の位置は文獻、「活断層研究会編，1991）
及び、「中田・今泉編，2002）に基づき、
基図は国土院発行数値地図250000「私領」を使用。

第7節 地震被害の想定

秋田県では、平成 25 年に地域防災計画の基礎資料とするため地震被害調査を実施している。本市の地震被害の想定として、同調査を援用するものとし、以下に調査の抜粋を掲載する。

第1. 調査の目的

秋田県では、地域防災計画の見直しのため日本海中部地震を教訓として、地震防災対策を積極的に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできた。こうした中で発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対処、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにした。

このため、県の防災対策の基本となる「地域防災計画」を全面的に見直すこととし、その基礎資料とするため、平成 8 年度以来 2 回目となる地震想定被害想定調査を実施した。

なお、本調査は、学識経験者を中心とした「秋田県地震被害想定調査委員会」と 4 つの「専門部会」を設置し、技術的支援を得ながら実施した。

第2. 活用に当たっての留意点

本調査の結果を活用するに当たっては、以下の点に留意すること。

1. 将来発生する地震を予測したものではないこと

本調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震源分布、津波浸水域等を想定した

ものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意すること。

2. 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

本調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであり、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることを留意すること。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。また、特定の構造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

3. 各想定地震の発生確率は検討していないこと

本調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。

地震の発生確率については、国の地震調査研究推進本部が、一部の地震について、次のとおり長期評価を行い公開している。

■ 陸域地震の長期評価

震源域	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
1 能代断層帯	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
2 花輪東断層帯	0.6%～1%	1%～2%	2%～3%
6 北由利断層	2%以下	3%以下	6%以下
8 横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
10 真昼山地東縁断層帯／北部 (雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

※各震源域の番号は、次のページの「想定地震一覧表」に対応。

■ 海域地震の長期評価

地震名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域A参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域B参考
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域C参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	

4. 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983年、マグニチュード7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。

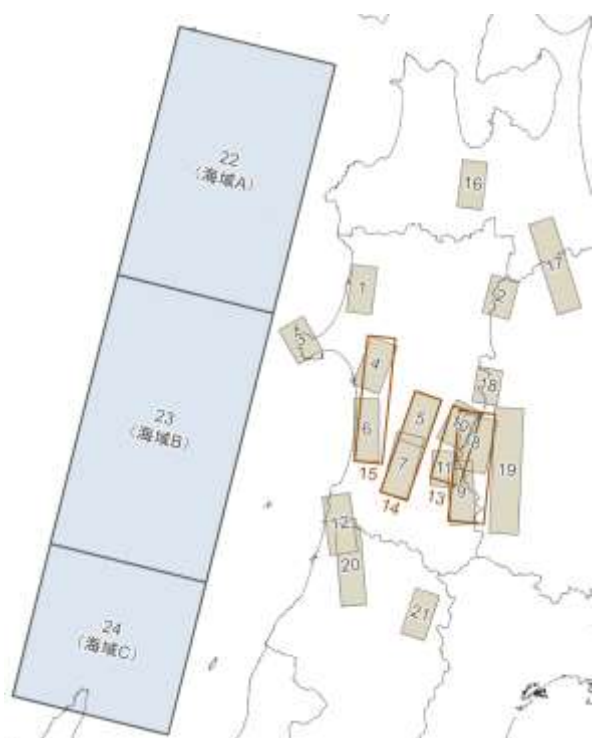
なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。「想定外をつくらない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

第3. 想定地震の設定

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定した。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定した。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおりである。

■ 想定地震の震源域



【想定地震の一覧表】

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海城A（日本海中部を参考）	7.9	過去に発生
23	海城B（佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）	7.9	県独自
24	海城C（新潟県北部沖、山形県沖を参考）	7.5	過去に発生
25	海城A + B連動	8.5	県独自
26	海城B + C連動	8.3	県独自
27	海城A + B + C連動	8.7	県独自

連動地震

第4. 調査結果

1. 震度分布図

本調査では、まず、全 27 パターンの地震を対象に、簡易法を用いて震度分布を予測し、影響を受ける人口を算出した。次に、影響を受ける人口の多い震源域について、詳細法により地震動計算を行い、地震分布図を作成した。

次ページ以降に、陸域・海域の別、単独・連動の別、県内に与える影響を考慮して 8 パターンの震度分布図を示す。

※簡易法及び詳細法について

簡易法：過去の地震記録から得られた経験式を用いて、マグニチュードや震源断層までの距離、地層の構成等から震度を予測する手法

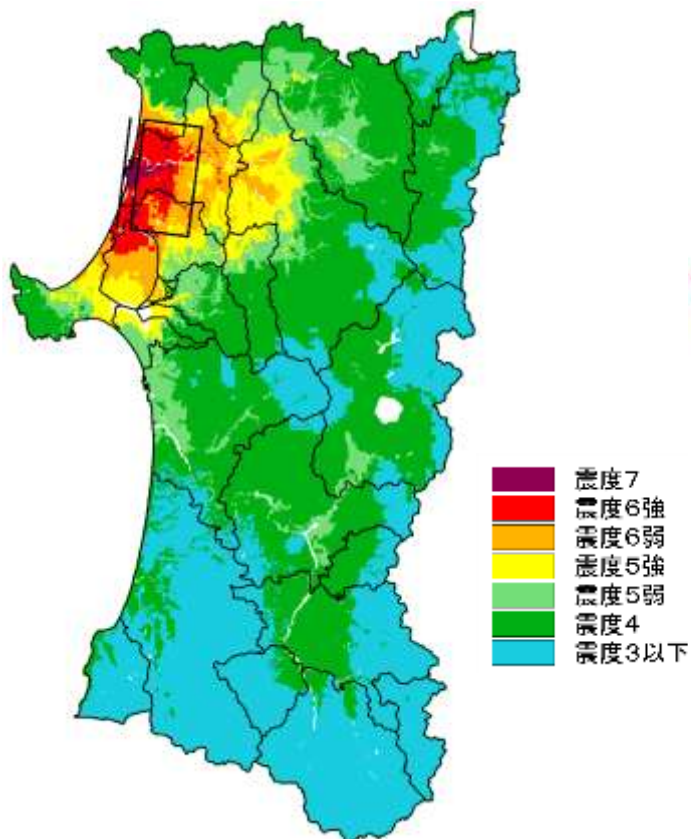
詳細法：震源断層について、マグニチュード等の他に、破壊が始まる地点や震源域の中で特にずれが大きい範囲等、破壊の条件をより詳細に設定している。これらの条件と深部の地層構成等から、地震動の伝わり方を評価し、地表面での震度分布を予測する手法。

※震度分布図の見方について

- ・想定地震名の前にある番号は、前ページの「想定地震一覧表」の番号に対応している。
- ・長方形で表示している範囲が震源域、直線は地表トレースを示している。地表トレースとは、地下の震源断層の平面を地表まで延伸したときの出現位置を示したものである。断層面が垂直の場合は断層の真上に重なり、断層が傾斜している場合はその傾いている先に現れる。

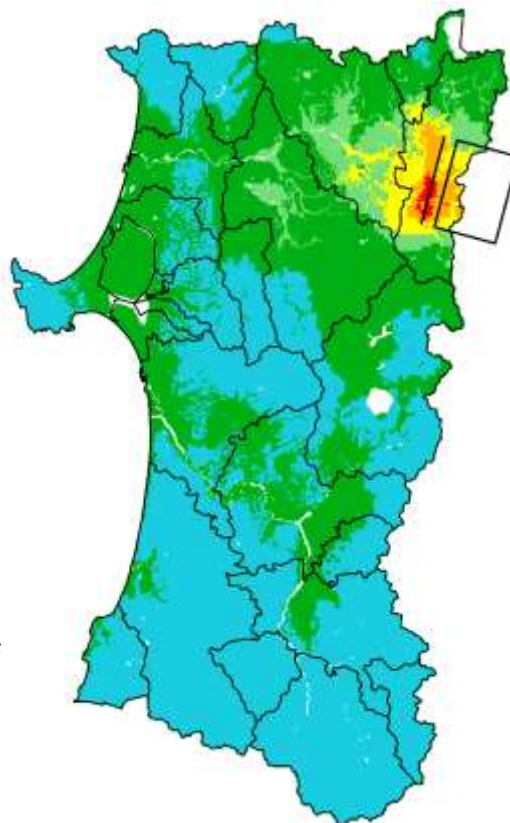
(1) 能代断層帯

【M=7.1、最大震度：7、詳細法】



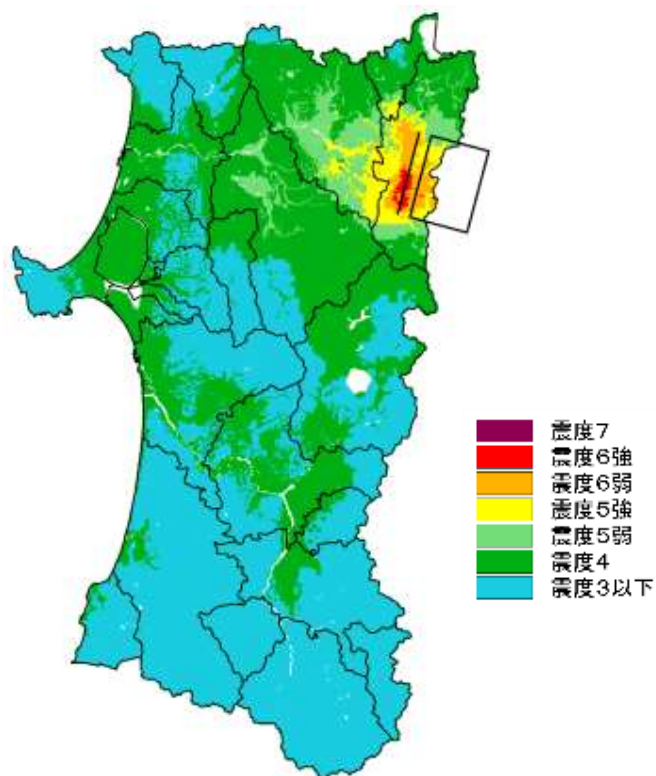
(2) 花輪東断層帯

【M=7.0、最大震度：7、詳細法】



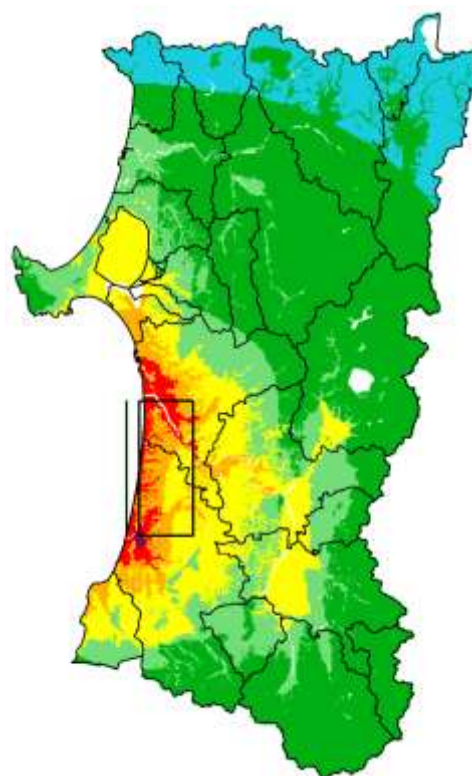
(4) 天長地震

【M=7.2、最大震度：7、簡易法】



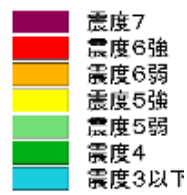
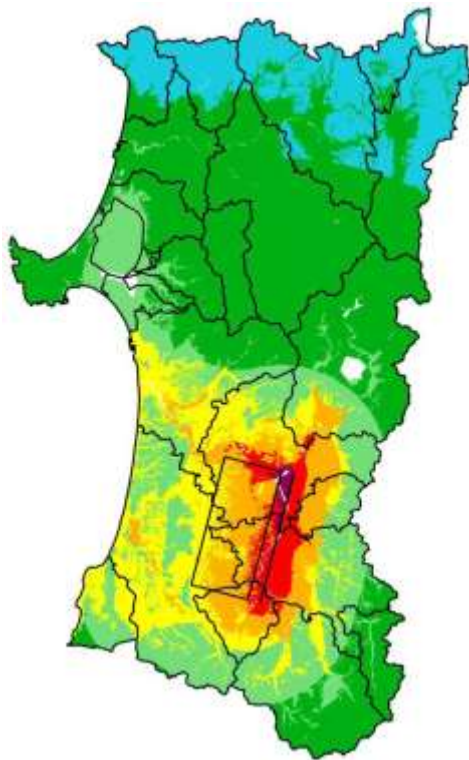
(6) 北由利断層

【M=7.3、最大震度：7、簡易法】



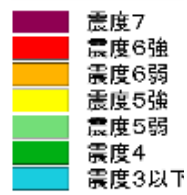
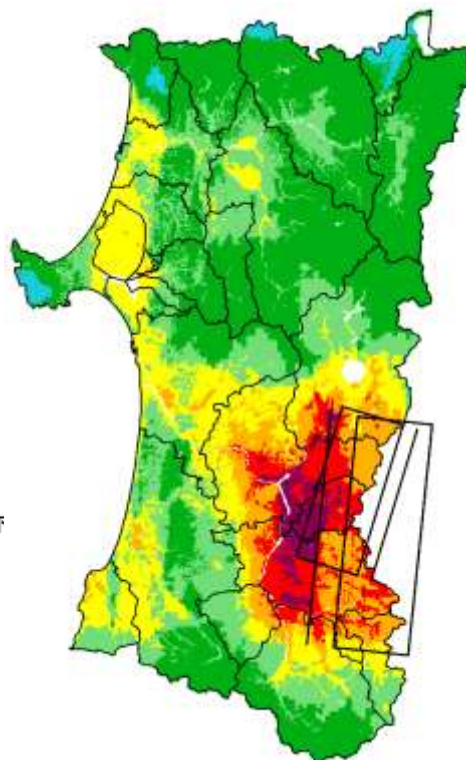
(7) 秋田仙北地震

【M=7.3、最大震度：7、簡易法】



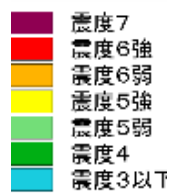
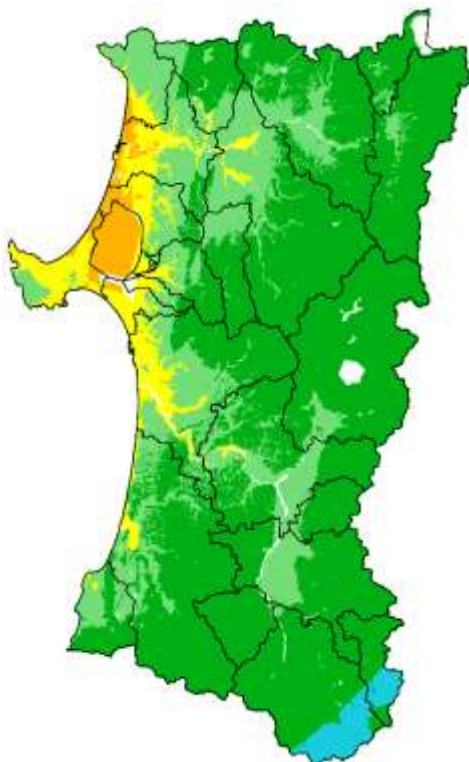
(13) 横手盆地 真昼山地運動

【M=8.1、最大震度：7、詳細法】



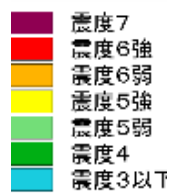
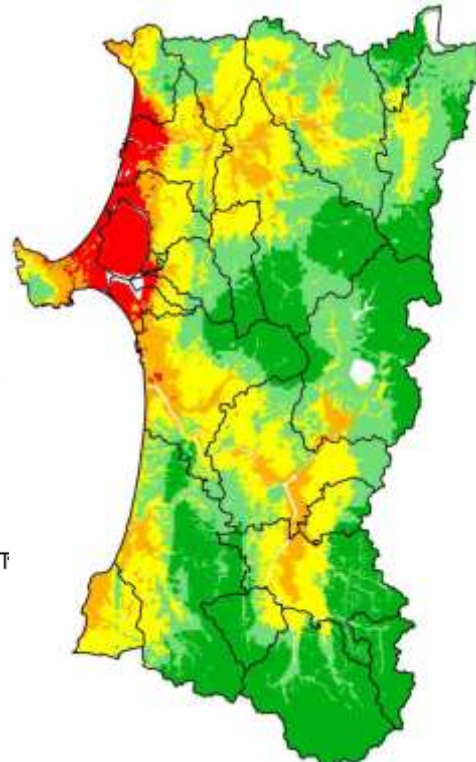
(22) 海域A

【M=7.9、最大震度：6弱、簡易法】



(27) 海域A+B+C連動

【M=8.7、最大震度：7、詳細法】



2. 北秋田市の想定結果一覧

震度分布図に示した地震について、本市では以下のとおり想定されている。

最も大きな震度は、陸域地震では「(1) 能代断層帯」の場合で最大震度6強、海域地震では「(27) 海域A+B+C連動」の場合で6弱と想定されている。

※想定地震名の前にある番号は、第3「 」の「想定地震一覧表」の番号に対応している。

※各地震ともに冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合とする。

種別	最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	上水道断水人口	電力停電世帯数	4日後
		棟	棟	棟	人	人	人	世帯	人
(1) 能代断層帯 (M=7.1)	6強	161	1,005	0	3	145	1,610	2,252	1,410
(2) 花輪東断層帯 (M=7.0)	5強	2	1	0	0	0	1	61	3
(4) 天長地震 (M=7.2)	5強	36	32	0	0	5	1,466	630	497
(6) 北由利断層 (M=7.3)	5弱	2	0	0	0	0	0	45	2
(7) 秋田仙北地震 (M=7.3)	5弱	0	0	0	0	0	0	3	0
(13) 横手盆地真昼山地連動 (M=8.1)	5強	43	33	0	0	5	1,631	702	549
(22) 海域A (M=7.9)	5強	97	24	0	0	4	1,290	1,015	476
(27) 海域A+B+C連動 (M=8.7)	6弱	313	2,282	0	13	335	7,840	5,087	4,065

3. 調査結果から分かる被害の特徴（県全体）

(1) 地震動による被害

ア. 人的被害のほとんどが、建物の倒壊によるものである

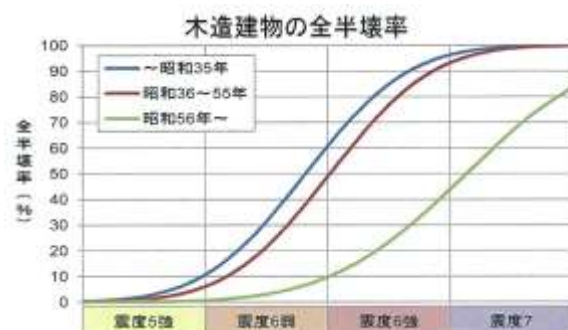
(ア) 人的被害（死者及び負傷者）の原因を見ると、建物の倒壊が約9割を占める。

(イ) 秋田県は、現在の耐震基準が導入された時期（昭和56年）より前に建てられた建物が過半数であり、被害拡大の要因となっている。

イ. 冬の深夜の被害が最大になる

(ア) 冬は、夏に比べて、積雪により建物倒壊数が増加する。

(イ) 深夜は、日中に比べて、避難に時間がかかるほか、在宅率が高いため、建物倒壊等による人的被害が増加する。



ウ. ライフラインの復旧までに数週間を要する場合がある

水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設が被災した場合は、被害の大きさによって、復旧までに数日から数週間を要します。特に、冬の場合には作業効率が下がり、復旧期間が長期化する。

エ. 多数の避難者が発生する

建物被害によるほか、断水の長期化により、数万人から十数万人の避難者が発生する。

第8節 積雪時における地震

第1. 計画の方針

降雪や積雪あるいは寒さによる地震被害の影響については、定性的に予測する。

第2. 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡る時に大量に水蒸気を補給し、強い雪雲となって日本列島に上陸する。

これらの雲は、奥羽山脈にぶつかり雪を降らせる。

近年では、昭和49年、昭和59年、平成18年に山沿いで積雪4mを超える記録的な大雪となった。

第3. 過去の積雪期の地震災害

秋田県の既往地震中、積雪期に発生し、大きな被害を与えたものは次の2つがある。

秋田城の地震 (天長地震)	発生年月日	天長7年2月3日(830年)
	震源の位置	東経140.1度、北緯39.8度(秋田市追分西方)
	地震の規模	M7.0~7.5(理科年表)
	被害状況	1. 人的被害 死者15人、傷者100余人 2. 建物被害 秋田城の城郭・角舎・四天王寺等倒壊
秋田仙北地震 (強首地震)	発生年月日	大正3年3月15日(1914年)
	震源の位置	北緯39.5度、東経140.4度(大仙市西仙北大沢郷付近)
	地震の規模	M7.1(最大震度6)
	被害状況	1. 人的被害 死者94人、傷者324人 2. 建物被害 全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸 3. 地震火災 住家3戸(強首2、淀川1)

第4. 積雪・凍結による地震被害の拡大要因

人的・家屋被害	屋根に多く積雪がある場合、地振動により激しく揺さぶられた家屋は、地振動と積雪荷重が相乗し、全壊又は半壊が想定される。 家屋の倒壊又は損壊による死者や負傷者の発生が想定される。 さらに、雪崩による道路の寸断や積雪などで救助隊の遅れが想定され、これが
---------	---

	凍死者や凍傷者の増加につながる。
火災	家屋の損壊や倒壊により、暖房用備蓄燃料タンク本体や給油配管が破損し、灯油などの漏えいや暖房器具の転倒・損傷により火災が多く発生する。 積雪や雪崩による消防車の通行障害、消防施設の被災・凍結などにより。迅速な消火活動が困難となり、延焼面積が増加する。
雪崩・孤立地区（集落）の発生	雪崩による道路の寸断や通信回線の途絶により孤立地区（集落）が発生する。 特に、地震発生時の積雪深、気温、天気、時間帯などの条件により、発生する雪崩の種別（表層雪崩、又は全層雪崩）により被害の規模が大きく左右される。
情報収集活動	天候、降雪量、積雪深、並びに二次災害への安全対策などにより、被害情報収集活動への支障が想定される。
緊急輸送活動	雪崩や積雪による除排雪作業の遅れ、スリップ事故、地吹雪などによる交通被害が発生し、緊急輸送活動への支障が想定される。

第9節 防災対策の基本理念

第1. 基本的視点

阪神・淡路大震災は、高密度に都市化が進んだ地域で、しかも高齢化時代を迎えて以来、初めての大規模な地震であった。これまでも自然災害に対する安全な国土の形成に向けて様々な取り組みをしてきたが、この震災を契機に改めて全ての人間活動の基礎として、安全の優先が住民に認識されるとともに、市域の安全性の向上と高齢化社会における防災体制の在り方など、防災に対する認識が大きく変わった。また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）」では、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災者の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生した。これらの地震は、震災対策の緊急性と重要性を国民全体に改めて認識させるとともに、数々の教訓を残した。

かつて私達の祖先は、多様な自然を有する国土において、自然の恩恵と自然の脅威という二面性を理解し、長い年月の中で生活の知恵ともいべき自然とのつき合い方を形成してきた。それは、地域特有の文化として根をおろし継承されてきたが、近年、人口の流動化の進行等による地域コミュニティの崩壊や技術の発達や防災対策の進歩による災害頻度の減少、技術への過信等により、その継承は困難となってきた。

さらに、環境問題等をきっかけとして、人と自然との新たな関係のあり方が各方面で模索されつつあり、自然災害についても単に克服すべき対象としてだけでなく、人と自然の関わりあいの基本にたちもどって対応を検討すべき時にきている。

こうした認識をもとに自然災害に対しては、

- (1) 自然災害の発生の可能性を前提とした対応。
- (2) 自然や人間諸活動に対する科学的知見と技術の成果、経験を総合的・体系的に使用した対応。
- (3) 被害の最少化に向けた地域住民の判断と行動を基礎とした対応、特に高齢化社会における防災体制の確立。

以上のような視点の重要性が指摘されている。

こうした視点に立ち、当市の災害特性や災害危険度、社会特性や現行の防災体制、防災意識の状

況を把握し、当市の基本理念を示すものである。

第2. 防災対策の基本理念

日常のための減災　－安全と安心のために－
「助け合う心と思いやりのあるまちづくりから」

当市のこれまでの災害の主なものは、長雨や台風による豪雨、洪水、降雪、火災などである。

しかし、阪神・淡路大震災や新潟中越地震、東日本大震災の発生により、大型の地震に対する不安も大きくなっている。予想だにされなかった大地震は、災害に対する備えや対策の重要性を教訓として残した。これら過去の災害より、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識に立ち、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

また、新潟県中越地震や一方では、集中豪雨等による山間地での土砂災害の多発などの発生により、地方や積雪地における地震対策・土砂災害対策や要配慮者対策、男女双方の視点に配慮した避難所運営の重要性も増加している。

福祉や環境への取り組みが進んでいた地域や、普段から協力し合い助け合っている地域では、被害が少ないという傾向がでている。

災害への備えや対策は、コストがかかり相対的にも無駄とされているかもしれない。しかしながら防災を突発的なもの、一時的なものとしてとらえるのではなく、日常の生活の中の一部としてとらえ、安全で住みよいまちづくりと、相互に助け合う安心な地域づくりを進めていくことが災害へ備えることの原点である。

この「日常のための減災」という立場に立ち、平時から正しい知識を持ちながら、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする「自助」の取組み、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった「共助」の取組みのもと、自主防災組織の育成強化と災害時要配慮者対策も含めた災害ボランティアの体制づくりを推進する。

その上で、市や県をはじめとする防災関係機関は、住民の「いのち」や安全・安心を守るための「公助」としてのとり得る手段を尽くし、地震や風水害などの様々な災害において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図るものとする。

第10節 防災に関する調査研究の推進

第1. 計画の方針

災害は、広範な分野にわたる複合・複雑な現象で、その発生は地域的特性を有し、その防災対策を効果的に推進するためには、防災行政を担当する各分野において、それぞれの行政課題の面から、多様な災害の現象を科学的に解明する必要がある。特に本市は市域が広大で多くの種類の災害発生が想定されることから、地域特性に応じた調査研究等が必要となる。以下に、防災に関する調査研究の基本的考え方を示す。

1. 関係機関との情報交換

国、都道府県、政令指定都市、中核市、その他市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にしてそれらの情報交換に努める。

2. 図書・資料等の収集整理

市は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

3. 専門的調査・研究

市は、宅地化の進展による地域の変貌状況や調査技術の進展に合わせて、防災カルテを見直すなど随時総合的な防災特性の把握に努める。

また、新興住宅地の造成など土地利用の変化にあわせ地震危険度調査・研究に努める。

4. 地籍調査の推進

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を、今後とも引き続き推進する。